



## 勅許

ノロドム・シハモニ カンボジア国王

NS/RKM/0607/014

- カンボジア王国憲法に準拠
- カンボジア王国政府の設立に関する 2004 年 7 月 15 日付 N° NS/RKM/0704/124 国王令に準拠
- 1994 年 7 月 20 日付勅許 N° 02/NS/94( 閣僚評議会の組織及び機能に関する法律を公布 ) に準拠
- 1996 年 1 月 26 日付勅許 N° NS/RKM/0196/27( カンボジア国立銀行の組織及び機能に関する法律を公布 ) に準拠
- カンボジア王国首相及びカンボジア国立銀行総裁による要請に準拠

## 公布

資金洗浄対策及びテロリズムに対する資金供与との戦いに関する法律は、第 3 期国民議会の第 6 回常会中の 2007 年 4 月 30 日に国民議会によって採択され、以下の条項と共に、第 2 期国民議会の第 3 回常会中の 2007 年 5 月 28 日に全体の様式及び合法性に関して上院が批准した。

## 資金洗浄対策及びテロリズムに対する資金供与との戦いに関する法律

### 第 1 章

#### 総則

#### 第 1 条 目的

本法は、資金洗浄対策及びテロリズムに対する資金供与対策を策定し、対策

の実施組織及び監督機能を設置することを目的とする。

## 第 2 条 適用範囲

本法及びその実施ために設定されたその他の法令は，資金洗浄及びテロリズムに対する資金供与の防止及び監督に適用されるものとする。

## 第 3 条 定義

本法において，次の用語は，下記に定義された意味を有するものとする。

### (a) 「資金洗浄」

- i. 資産の違法な起源の隠匿もしくは偽装，又は法的責任から逃れるために犯罪に関与する人物を助けることを目的として，資産が犯罪による収益と知りながら，資産を換金又は移転すること。
- ii. 資産が犯罪による収益と知りながら，資産又は資産に関する権利の実態，出所，場所，譲渡，移動又は所有権を隠匿又は偽装すること。
- iii. 資産が犯罪による収益と知りながら，取得，保有又は使用すること。
- iv. 本法第 3 条に基づき定義される行為への参加，及び他者が関与するようにする支援する及び強制する試み

(b) 「犯罪による収益」とは，重犯罪又は軽犯罪への関与を通じて，直接的又は間接的に得た資産を意味するものとする。

(c) 「資産」とは，移動可能又は移動不可能，有形又は無形，資産の権原又は権利を証明する法律文書又は証書を問わず，あらゆる種類の資産を意味するものとする。

(d) 「監督当局」とは，カンボジア国立銀行，証券取引委員会及び報告主体に対して監督権限を有するその他の機関を意味するものとする。

(e) 「前提犯罪」とは，国外での関与であったとしても，重犯罪又は軽犯罪を意味し，結果として収益が供与され，前述の本法第 3 条 (a) に基づき定義される資金洗浄の目的となる可能性がある。

資金洗浄の収益基盤として使用されるため，国外で関与のあった前提犯罪は，特別な取り決めがない限り，関与のあった国の犯罪の性質を有し，カンボジア法に従わなければならない。

(f) 「テロリズムに対する資金供与」とは，テロリズム，テロリストの活動又は

テロリスト組織の支援を目的として、サービスが使用されるのを意図して、又はサービスの全体又は一部が使用される可能性があることを知って、金融等のサービスを意図的に提供することを意味するものとする。

(g) 「**疑いがある取引**」とは、犯罪による収益と疑われる資金、又はテロリズムに対する資金供与に係る資金が絡む取引を意味するものとする。

(h) 「**資金情報機関 (FIU)**」とは、本法第 3 条 (g) に定義される疑いがある取引に関する報告、本法第 12 条 (1) に定義される現金取引、及び資金洗浄又はテロリズムに対する資金供与に関するその他の情報の受け取り、分析及び配付を担う中央機関を意味するものとする。

(i) 「**真の受益者**」とは、最終的な所有者となる、又は顧客を支配する自然人、あるいは、取引を代理人に委託する者を意味するものとする。法人や法的取り決めに対して、最終的な実質支配権を有する者も含まれる。

(j) 「**重要な公的地位を有する者**」とは、外国において大きな公的役割を委託されている又は委託された人物を意味し、国家元首又は政府最高位者、政界有力者、政府高官、司法又は軍当局者、国有企業の経営幹部、又は重要政党の要人が含まれる。

(k) 「**信託**」とは、信託設定者により設立された法人を意味する。信託設定者は資産の法的所有権を受託者に移管する。受託者は、指定受益者のために当該法的所有権を管理する。

(l) 「**無効にする**」とは、法的に無効にすることを意味するものとする。

## 第2章 報告主体

### 第4条 本法が適用される機関及び職業

本法は、下記の機関及び職業に適用され、以下「報告主体」とする。

- (a) 銀行。外国銀行の支店を含む。
- (b) 銀行以外の金融機関。証券会社及び保険会社を含む。
- (c) マイクロファイナンス機関
- (d) 信用組合
- (e) リース会社、投資ファンド及び年金基金、投資会社、ならびに投資ファンドの管理会社
- (f) 取引所
- (g) 送金サービス会社
- (h) 不動産業者、建設会社
- (i) 貴金属、鉱物及び宝石の販売業者
- (j) 支払取引を取り扱う郵便局
- (k) 本法第5条に列挙される活動に関して、顧客のために取引を用意又は実行する、弁護士、公証人、会計士、監査人、投資アドバイザー及び資産運用者
- (l) カジノ及びその他の賭博機関
- (m) 事業及び資金調達を手掛ける非政府機関及び財団
- (n) FIUにより本法適用が指定されたその他の機関又は職業

### 第5条 報告主体の事業活動

本法第4条(k)で列挙された報告主体の事業活動は、以下を指すものとする。

1. 不動産、建物及び土地の売買
2. 顧客の資金、有価証券又はその他の資産の管理で、以下を含む。
  - (a) 銀行口座又は証券口座の管理
  - (b) 会社の設立、業務又は管理に貢献する組織
3. 法人又は法的取り決めの作成、業務又は管理、及び事業法人の売買
4. 以下の活動に関して、顧客のために取引の用意又は実行をする場合の信託

又はサービス提供会社

- ・法人の設立の仲介者としての役目を務めること。
- ・企業の取締役又は秘書役，パートナーシップのパートナー，もしくは他の法人との関係でこれらと同様の役目を務めること又は他者がその役目を務めるように手配すること。
- ・登録事務所の提供や会社，もしくはパートナーシップ又はその他の法人もしくは法的取り決めによる組織のために，登録事務所，事業上の住所，設備，通信手段，管理運営上の住所を提供すること。
- ・明示信託の受託者としての役目を務めること又は他者がその役目を務めるように手配すること。
- ・他者のために，名目上の株主の役目を務めること又は他者がその役目を務めるように手配すること。

### 第3章

## 資金洗浄及びテロリズムに対する資金供与を防止するために，銀行，銀行以外の金融機関及び職業が講じる措置

### 第6条 銀行業務上及び職業上の守秘義務

銀行業務上及び職業上の守秘義務は，国内の協力であろうと海外の協力であろうと，FIU 及び監督当局への情報提供を拒否する根拠とはならない可能性がある。また，司法権限の監督下で指令又は実行される資金洗浄又はテロリズムに対する資金供与に関する調査との関連で必要とされる可能性がある。

### 第7条 無記名口座又は同様な商品の禁止

報告主体は，以下を行ってはならないものとする。

- (a) 無記名口座もしくは番号口座，又は明らかに架空名の口座を開設又は維持すること。
- (b) 本法第8条に基づいて顧客デューデリジェンスを行うことなしに，その他の金融商品を発行，保管又は受諾すること。

### 第8条 顧客デューデリジェンス

本法第 4 条に定義される報告主体は、顧客の身元確認、顧客情報の検証などの顧客デューデリジェンスを、以下の場合に行うものとする。

- (a) 口座開設、株式、債券、その他の有価証券の保護預かり、安全庫の提供、又はその他の取引に関与するなど、取引関係を築く以前。
- (b) 監督当局が定義する金額を超過する電信送金を含む定期の又は一度限りの取引を行う以前。電信送金を伴う身元情報には、起案者の氏名及び住所、口座が存在する場所、口座番号が記載されるものとする。口座がない場合、独自の参照番号が含まれるものとする。
- (c) 取引額に関係なく、報告主体が資金洗浄又はテロリズムに対する資金供与に疑いを持つ場合。
- (d) 報告主体が、以前に入手した顧客の身元情報の正確さ又は妥当性に疑いを持つ場合。

報告主体は、以下の顧客デューデリジェンスを行わなければならないものとする。

- (a) 監督当局が定義する自然人の場合は、最低限の名前、生年月日及び住所、法人の場合は、名称、定款又は登記、納税者番号、住所及び電話番号を入手することによる顧客の特定、及び、国民 ID カード、パスポート又はその他の公式な写真付き ID 文書を用いて、信頼性があり独立した機関の文書、データ又は情報から顧客の身元を検証すること。
- (b) 最終的な真の受益者の特定、及び真の受益者が誰であるのかを知っていると金融機関が確信できるように真の受益者の特定を認証する適切な措置の実施。法人及び法的取り決めの場合、報告主体は顧客の所有及び支配構造を把握するために適切な措置を講じるものとする。
- (c) 故意の情報及び取引関係の意図される性質の入手。
- (d) 行われる予定の取引が報告主体、顧客の知識、事業、リスク特性、及び、必要ならば、資金源と合致しているか確認することを目的とした、取引関係のデューデリジェンス及びその関係を通じて行われる取引の精査の継続的な実施。

報告主体が前記の第 2 パラグラフの(a)から(c)に従うことができない場合、口座開設、取引関係の開始又は取引の実施を行わないものとする。又は、顧客とすでに取引関係がある場合、FIU により反対に指示されない限り、かかる取引

関係を停止するものとする。このような場合，報告主体は顧客に関連して疑いのある取引の報告を検討するものとする。

本条に定義される要件は，すべての新規顧客及び既存顧客に対して，重要性和リスクに基づき適用されるものとする。報告主体は，かかる既存の取引関係に関してデューデリジェンスを過去に遡って行うものとする。

## 第9条 しきい値を下回る取引を行う顧客の特定

繰り返される別個の業務の個々の金額が，監督当局が規定するしきい値を下回るが，かかる取引が特定回避を目的としていると考える根拠を報告主体が有する場合，特定が行われるものとする。

## 第10条 特定取引の特別監視

報告主体は，以下に対して特別な注意を払うものとする。

- (a) 複雑，通常とはかけ離れている，又は高額な取引
- (b) 通常とはかけ離れた取引のパターン。経済的又は法的な目的が明確でない又は見えない取引
- (c) 資金洗浄又はテロリズムに対する資金供与を防止又は探知するための適切な仕組みを有していない司法管轄における機関又は自然人との取引関係及び取引
- (d) 起案者の十分な情報のない電信送金
- (e) 身元特定の過程において報告主体が直接接触しない自然人との取引関係及び取引
- (f) 重要な公的地位を有する者との取引関係及び取引
- (g) 海外の代理銀行又はその他の同様な関係を通じて行われる取引関係及び取引

本条の第1パラグラフに定義されているように，報告主体は，資金の出所及び送り先，取引の目的及び取引機関の身元に関する追加情報を集めるものとする。

## 第11条 報告主体による記録保持

本法第4条に定義される報告主体は，口座が閉鎖されてから，又は顧客との

取引関係が終了してから最低 5 年間記録を保持するものとする。また、報告主体は、管轄当局の裁量において、顧客の身元の記録及び顧客が行う取引の記録を保持するものとする。これらの記録は、金額、及び、もしあれば通貨の種類を含めて個々の取引を再現し、該当する場合、犯罪の告発の証拠を提供するのに十分であるものとする。

## 第 12 条 現金又は疑いのある取引の FIU への報告

本法第 4 条に定義される報告主体は、監督当局が規定するしきい値を超える現金取引、及び合計金額がしきい値を超える関連現金取引を含む取引を FIU に報告するものとする。

本条の第 1 パラグラフに定義される報告義務とは関係なく、資金が犯罪による収益である、又はテロリズムに対する資金供与に関係すると、報告主体が疑いを持つ又は疑いを持つ妥当な根拠がある場合、報告主体は疑いを即座に（24 時間以内）FIU に報告するものとする。

FIU への疑いの報告は、ファクスなどの迅速な通信手段により送信されるか、その他の書面による手段で提出されるものとする。電話による報告は、ファクス又はその他の書面による手段を用いて最短時間で確認されるものとする。FIU は書面の受領をもって報告の受領を認めるものとする。

FIU に報告を行った報告主体及び報告と関連する取引又は顧客に関する情報を保有する主体は、FIU 又は報告に含まれる情報から生じる又は関係する調査を行う法執行機関に対して、FIU 又は法執行機関から要請された場合には、取引、試みられた取引又は取引の当事者に関して保有する追加情報を提供するものとする。

FIU が、取引又は提案された取引が資金洗浄の犯罪又はテロリズムに対する資金供与の犯罪に関係するのを疑う妥当な根拠を有する場合、及び必要と見なされる深刻度又は緊急度を理由として、FIU は、報告主体に対して書面又は電話（書面でフォローアップ）により、FIU が規定する期間（48 時間を超えない）に取引又は提案された取引の影響を受ける資金に関して、取引又は提案された取引もしくはその他の取引を行わないよう指示し、以下を実施する場合がある。

- ・取引に関して必要な質問を行う。
- ・FIU が適切と認めた場合、法執行機関に対して情報提供と助言を行う。

### 第 13 条 疑いのある取引の報告内容

FIU に提出される疑いのある取引の報告には、少なくとも以下が含まれるものとする。

- (a) 報告担当者の氏名及び連絡先を含む報告主体の身元及び身元詳細
- (b) 顧客及び取引に關与する受益者の身元及び身元詳細
- (c) 口座番号及び口座保有者の詳細を含む、疑いがあると報告される取引の金額、通貨、日付、当事者などの種類及び詳細
- (d) 状況の概要及び疑いがあると考える根拠

### 第 14 条 資金又は疑いのある取引の誠実な報告の義務の例外

報告主体の自然人、取締役又は従業員は、

本法条項に従って FIU に誠実に情報を伝えるか、報告を提出する場合、情報又は銀行業務もしくは職業上の守秘の開示に関する制限の違反に対して行われる手続きに従わないものとする。

本法条項に従って FIU に誠実に情報を伝えるか、報告を提出する場合、民事上又は刑事上の責任が果たされず、職業的な制裁が加えられず、捜査がある場合でも、有罪判決を受けない。

本法第 12 条の第 5 パラグラフに定義される取引の停止による重大又は重大でない損失を理由にもたらされる可能性のある民事上又は刑事上の犯罪に対する責任を負わない。

### 第 15 条 密告の禁止

いかなる状況でも、第 13 条に關連して情報の開示及び報告を要求される自然人又は知識を有する者は、FIU により承認される場合を除いて、FIU 以外の自然人又は法人にかかる情報を伝達しないものとする。

### 第 16 条 報告主体における内部統制及びコンプライアンス

本法第 4 条に定義される報告主体は、本法第 31 条に定義される監督当局の指針に従って、資金洗淨対策及びテロリズムに対する資金供与の防止プログラムを策定するものとする。同プログラムには以下が含まれるものとする。

- (a) 適切なコンプライアンス手続き，及び従業員を雇用する際に高い基準を保証する適切な審査手続きを含む，内部方針手続き及び統制の策定
- (b) 経営レベルでのコンプライアンス担当者の指名
- (c) 職員又は従業員に対する継続的な教育
- (d) コンプライアンス及び本法適用のために取られる措置の有効性を確認するための内部監査機能

#### **第 17 条 コンプライアンス担当者**

本法第 16 条の Paragraph (b) に従って指名されたコンプライアンス担当者は，報告主体及び事業行為に関連した調査に十分に対応できる適切な資格及び経験を有する幹部であり，少なくとも以下に責任を負うものとする。

- (a) 内部の方針，手続き及びコンプライアンスマニュアルの策定及び維持管理
- (b) 本法，ならびに資金洗浄又はテロリズムに対する資金供与に関するその他の法律の規定，ならびに本条に従って策定された方針，手続き及びコンプライアンスマニュアルを職員が順守することの徹底
- (c) 本法規定及び資金洗浄又はテロリズムに対する資金供与に関するその他の法律の順守に関連した事項における，報告主体及び FIU の間の連絡

#### **第 18 条 資質要件**

犯罪を防ぐために，又は同僚がかかる主体の重要な又は支配的な権利もしくは経営機能を有するのを又は真の受益者となるのを防ぐために，報告主体の経営陣及び株主が資質要件を満たすように所轄当局は徹底するものとする。

## 第 4 章 資金情報機関

### 第 19 条 組織

資金情報機関（FIU）は、カンボジア国立銀行の監督下の機関として設立されるものとする。

FIU は、十分な資金源、及び責任の範囲内における事項に関する独立した意思決定権限を有するものとする。

### 第 20 条 FIU の理事会及び職員

FIU は、常設の事務局を設置し、カンボジア国立銀行が提案し、首相が指名する幹部職員を事務局長とする。常設の事務局は、以下の機関の幹部職員で構成される理事会の権限下で業務を執行するものとする。

- (a) 閣僚評議会
- (b) 司法省
- (c) 内務省
- (d) 経済財政省
- (e) カンボジア国立銀行

理事長は、カンボジア国立銀行が上記の代表の中から選択して提案し、首相が指名するものとする。任期は 2 年とする。初代理事長には、カンボジア国立銀行の代表者が就任するものとする。理事会メンバーは、カンボジア国立銀行の提案に従って、勅令により指名されるものとする。

FIU の常設の事務局は、FIU の最高責任者が選択し、理事会が承認する適切な職員を擁するものとする。職員は、誠実さに関する高い基準を満たし、FIU に雇用される前に当該当局により審査されるものとする。

### 第 21 条機能

FIU は、

- (a) 本法第 12 条に従って作成された疑いのある現金取引の報告、及び資金洗浄又はテロリズムに対する資金供与の疑義に関して FIU に提供された情報を入手するものとする。

- (b) 資金洗浄又はテロリズムに対する資金供与に関する活動に関連すると FIU が見なす情報，商業データベースなどの公的に入手可能な情報，及び報告主体のデータベースに収集・維持・蓄積された情報などの機能の遂行に必要な情報を収集するものとする。
- (c) 公的機関のデータベースに収集・維持・蓄積された情報など，本条に定義される機能を遂行するのに必要と法律により認められた財務，管理及び法執行情報を適時入手できるものとする。
- (d) 資金洗浄の犯罪又はテロリズムに対する資金供与の犯罪に関与していると考えするのに妥当な根拠があるのかどうかを判断するために，すべての疑いのある取引の報告及び関連情報を分析及び査定するものとする。そのような場合，犯罪調査のための当該法執行機関に事項を参照するものとする。
- (e) 入手され，分析され，法執行機関に提出された，疑いのある現金取引に関するデータと記録を蓄積し，必要に応じて関連事項に関わるその他の公的機関に情報を配付するものとする。
- (f) 疑いのある取引報告の内容又は本法に従って提供された情報に関して，報告主体及びその他の関連機関にフィードバックを提供するものとする。
- (g) 管理下にある個人情報承認なしに開示されるのを防ぐよう徹底するものとする。
- (h) 資金洗浄及びテロリズムに対する資金供与に関する事項の一般的な認識及び理解の促進に努めるものとする。

## 第 22 条 FIU による監督

FIU は，顧客の特定，記録の保管，疑いのある取引の報告及び本法に従って定められたその他の義務に関して，報告主体に対して指針を示すものとする。FIU は，かかる監督がすでに実施されている分野の監督機関に助言を求めるものとする。

FIU は，現地外での監視及び関連する法律に従った現地検証により，報告主体が本法に定義される要件を順守するよう徹底する責任を負うものとする。FIU は，本法に従ったコンプライアンスの監督に関して，既存の監督機関と調整するものとする。

本法コンプライアンスの監督期間中に FIU が規定違反を発見した場合、FIU は、

- (a) 規定違反を是正するために、FIU が規定する是正措置を講じることを報告主体に指示する場合がある。
- (b) その他の監督機関にかかる規定違反を連絡し、必要に応じて、権限の範囲内で、制裁の発動又は免許の取り消しを含む監督措置の実施を提案する場合がある。
- (c) 本法に従って、行政処分を行う場合がある。

### **第 23 条 守秘義務**

FIU の理事会と常設の事務局は、FIU での任務を終えた後も、業務の範囲内で得た情報の守秘を義務付けられるものとする。かかる情報は、本法に定義される目的以外で使用されない。

### **第 24 条 データベース**

FIU は、プライバシー保護及び電子化されたデータベースに関する関連法規に従って、本法下で義務付けられる疑いのある取引及び通貨取引に関するすべての関連情報を含むデータベースを運用するものとする。かかる情報は、FIU の業務分析を最大限有効なものにし、疑いを確認又は無効にするためのサポートを徹底させるために、更新及び構成されるものとする。

### **第 25 条 外国の FIU との関係**

FIU は、外国の FIU が同様の機密保持の要件に従う場合、相互の取り決めに従い、組織の性質に関係なく、外国の FIU と情報を交換する場合がある。このため、かかる FIU との協力の取り決めを締結する場合がある。

同じ立場の外国の FIU からの情報又は伝達の要請を受けた場合、FIU は、本法に定義される範囲内において、かかる要請に従うものとする。

## **第 5 章 付属規定**

## 第 26 条 内部協力

FIU，法執行機関，監督当局，及び資金洗浄及びテロリズムに対する資金供与の防止及び監督を委託されたその他の管轄権を有する政府機関は，以下に関して永続的な幹部レベルの仕組みを構築するものとする。

- (a) これらの機関の間及び関連する民間部門の機関との情報交換及び協力の徹底
  - (b) 本法実施に関する指針の提供
  - (c) 範囲内のさまざまな分野の方針の作成
- かかる協力の仕組みの役割及び機能は，政令により規制されるものとする。

## 第 27 条 商業取引における現金の使用の制限

政府は，商業取引における現金の流布及び使用を減らし，参加者の特定を容易にする現金を伴わない支払方法の使用を促すために，適切な措置を講じるものとする。

## 第 6 章 制裁

### 第 28 条 懲戒処分

監督当局は，FIU と協力し，本法第 7 条から第 12 条及び第 16 条の規定に違反する報告主体に対して懲戒処分を課すものとする。

前パラグラフで言及された違反には，以下の制裁が適用されるものとする。

- ・ 警告
- ・ 懲戒
- ・ 監督当局が定める期間の，取引の実施の禁止又は制限
- ・ 営業許可の取り消し
- ・ 報告主体の担当者又は取締役の降格の申し出
- ・ 罰金
- ・ 資金洗浄及びテロリズムに対する資金供与の手段及び収益の一時的な凍結の命令

- ・ 公的利益及び国家の安全を損なう本法及びその他の関連規制の深刻な違反がある場合の告訴

## 第 29 条 刑事上の制裁

その他の法律の刑事上の規定における犯罪に関係なく、

本法第 6 条に反して、FIU 及び監督当局に対する情報の提供を拒否する者は、6 日から 1 か月の懲役及び 10 万リエルから 100 万リエルの罰金を受けるか、いずれかを受ける。

本法第 12 条に反して、現金及び疑いのある取引に関する報告を FIU に提供することを怠る者は、1 か月から 1 年の懲役及び 100 万リエルから 500 万リエルの罰金を受けるか、いずれかを受ける。

本法第 13 条に定義される情報の開示及び報告書の提出を要求された者、又はそれに関する知識を有し、本法第 15 条における密告禁止の規定に反して情報又は報告を提供するその他の者は、1 か月から 1 年の懲役及び 100 万リエルから 500 万リエルの罰金を受けるか、いずれかを受ける。

本法第 23 条に反して職業上の守秘義務に違反する者は、1 か月から 1 年の懲役及び 100 万リエルから 500 万リエルの罰金を受けるか、いずれかを受ける。

## 第 30 条 資産の凍結及び没収

現行の刑法に規定される資金洗浄及びテロリズムに対する資金供与の違反の手続きを行う場合、関連資産に関係する又は疑いのあるすべての資産は、判決が決定するまで、凍結されるか移動を制限される可能性がある。

裁判所が、資金洗浄又はテロリズムに対する資金供与の犯罪を罰する決定を下した場合、資産は国有財産として没収されるものとする。

## 第 7 章 最終規定

## 第 31 条

監督当局は、特に以下に関して、本法実施に関する規制、指示及び指針を発

行するものとする。

講じられる懲戒措置を課す，又は犯罪を提訴する取り決めに関する FIU  
との情報共有の取り決め

本法実施に関する規制，指示及び指針の発行に対する監督当局間の相互  
協力

職務を決定し，誠実に職務を行う FIU の職員及びスタッフを守るための  
規制及び指針，情報の機密保持及び情報開示の規定の発行

監督当局は，報告主体が本法第 16 条に従って資金洗浄及びテロリズムに対す  
る資金供与の防止のためのプログラムを作成し，報告主体の性質及び特徴に従  
った報告形式を発行するのを指導するにあたり，FIU と協力するものとする。

本法に従って監督当局が発行した規制及び指針は，適切な状況の場合，又は  
必要な場合，修正又は変更される可能性がある。

## 第 32 条

その他の法律の規定と本法に不一致がある場合，本法が優先されるものとし  
る。

## 第 33 条

本法は，緊急に公布する。

プノンペン王宮，2007 年 6 月 24 日

署名及び捺印

ノロドム・シハモニ